

発展途上国と国際貿易体制

丹 羽 克 治

- はじめに
- 一 ガット体制と発展途上国
- 二 ハーバラー報告
- 三 UNCTAD創設とガット第四部
- 四 一般特惠制度の発足……（以上、本号所載）
- 五 主要国の一般特惠制度
- 六 一次産品総合計画
- 七 東京ラウンドの「授權条項」
むすび

はじめに

「国家・政府首脳は、第六回首脳会議以降の世界経済情勢の悪化を検討した。国際経済関係の危機および発達した

諸国と發展途上諸国の格差の拡大が、最も深刻な問題として、世界の平和と安全を脅かす不安定の根源として、浮き彫りになってきた。第二次世界大戦後はじめて、多くの發展途上国の一人当りのGDP（国内総生産）が低下した。一次産品価格は実質で、過去五十年間の最低であった。發展途上諸国の製品の發達した諸国の市場へのアクセス（接近、参加）は、ますます制限された。發展途上諸国の所得は不吉な低下を見せ、他方、対外債務の利率は劇的高騰を見せた。發展途上諸国への中期および長期の貸し出しは減少した。これら諸国の國際収支の赤字と債務の重圧は、耐えがたい水準に達した。現在計画され提案されている措置は、これらの問題に対処するにはまったく不十分である。／国家・政府首脳は、國際經濟危機がたんなる循環的現象ではなく、むしろ、發展途上諸国の開發の展望にとって不利な不均衡および不平等の増大をなによりも特徴とする、横造的不適応の兆候であると再度言明した。」

これは、一九八三年三月、インドのニューデリーで開かれた第七回非同盟諸国首脳會議（正式メンバー国一〇一カ国参加、ほかにオブザーバーとして一〇カ国と八組織、ゲストとして一〇カ国と一六組織が参加）において採択された「經濟宣言」の冒頭の一節である。

「經濟宣言」は、現在の世界的な經濟危機とくに發展途上諸国の直面する深刻な危機を分析し、「國際情勢の相互依存的性格——諸問題の相關關係が強まっていること、それらの解決が相互に関連していること、諸国民間の相互依存が増大していること——」のために、いずれの国あるいは國家グループも「發展途上諸国と發達した諸国との現代の世界的經濟問題の解決策を単独で見いだす」ことはできず、解決策は國連機構の枠内で行なわれる發展途上諸国と發達した諸国との「協議と対話」による以外には見いだせないとする。そして長期的には現在の世界經濟の「根本的な構造転換」、「新國際經濟秩序樹立の促進」が必要であると主張するとともに、發展途上諸国の当面する問題解決

のために各種の「緊急対策計画」を提示している。⁽¹⁾

首脳会議の「経済宣言」の基本的な考え方と具体的計画は、ニューデリー会議終了後二週間ほどした三、四月に、ブエノスアイレスで開かれた七七カ国グループの第五回閣僚会議において採択された文書に継承・発展されていた。⁽²⁾そして後者が、来たるべき第六回UNCTAD(国連貿易開発会議)総会における発展途上国側の統一した要求と提案になっていくのである。

他方、先進国側は、五月二日から三日間、アメリカのウィリアムズバーグで第九回サミット(先進国首脳会議)を開催した。そこで採択された「経済回復に関するウィリアムズバーグ宣言」は、インフレーションの抑制および金利の低下の面で大きな成功が達成されてきており、経済回復の明瞭な兆しを目的あたりにしているとして、先進国、発展途上国双方のすべての国々に景気回復がおよぶようにするための政策を一〇項目にわたってあげている。

そのなかで、「われわれは、ニューデリーの非同盟会議、ブエノスアイレスの七七カ国会議で発展途上国が対話への道を開いていくとの姿勢を示したことを歓迎するとともに、来たるべき国連貿易開発会議のベオグラード会合に理解と協調をもって参加する決意を、これら諸国と共にする」と述べているが、各項目の内容はおよそ発展途上国側の要求と提案に応えうるようなものではない。例えば、貿易問題については、保護主義に歯止めをかけ貿易障壁を撤廃していくために「適切な既存の場」において協議していく、発展途上国を含めて「ガットにおける一層の貿易自由化交渉」を実現するために努力していく、と述べるにとどまっている。発展途上国の深刻な累積債務問題の解決についても、「債務国側における効果的な調整および開発政策」にもっとも重点をおいているのである。⁽³⁾

第六回UNCTAD総会は、六月六日から七月三日まで、ユーゴスラビアのベオグラードにおいて、国連加盟国数

を上回る一六六カ国の参加のもとに開催された。総会は二七本の決議（開催国への感謝決議などを除く）と今総会を総括する声明を採択して、二八日間にわたる会議の幕を閉じた。

先進国側とくにアメリカが「理解と協調」ではなく対決色を鮮明にして総会に臨んだため、一次産品、貿易、通貨・金融、後発展途上国問題などにかんする諸決議は、いずれも発展途上国側の要求・提案とはほど遠い内容のものとなった。これに対する発展途上国側の不満が、異例の総会声明採択となって爆発した。声明は、現在の世界経済危機を分析し、現行の国際経済秩序は現状に合わなくなっており、世界経済の再活性化のためには発展途上国の新たな役割を十分認識すべきであって、いま必要なのは発展途上諸国にとって死活的に重要な分野への短期的措置とともに国際経済秩序の確立に役立つ長期的措置を組み入れた総合的政策である、という発展途上国側の主張に沿った内容のものである。アメリカは声明の採択に参加せず、日本、イギリス、西ドイツなどOECD（経済協力開発機構）加盟九カ国は留保つきの参加であった。第六回総会は、発展途上国側の要求がほとんど受け入れられないままに閉幕したのである。

発展途上国による既存の国際経済秩序に対する批判とその改革要求は、四半世紀の歴史を有している。本稿は、発展途上国の要求とくに貿易の制度面での要求とそれに対する先進国側の対応を、ガットやUNCTADの場での両者の対抗関係を中心にして概観し、もって国際経済秩序樹立要求の将来展望の一助にしようとするものである。まず、ガット体制とこれに対する発展途上国側の批判からみていくことにしよう。

(1) 『世界政治』、一九八三年五月下旬号および六月上旬号。

(2) 第一回UNCTAD総会（一九六四年）において、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの七七の発展途上国は先進国に

対抗するためグループをつくり、総会終了時に共同宣言を発表した。その後は、UNCTAD総会が開かれるごとに、それに先立って閣僚会議を開き発展途上国側の統一要求をとりまとめてきた。参加国が増えた後も七七カ国グループと称しており、現在の参加国数は一二七カ国に達している。

(3) 『朝日新聞』、一九八三年五月三十一日(夕刊)。

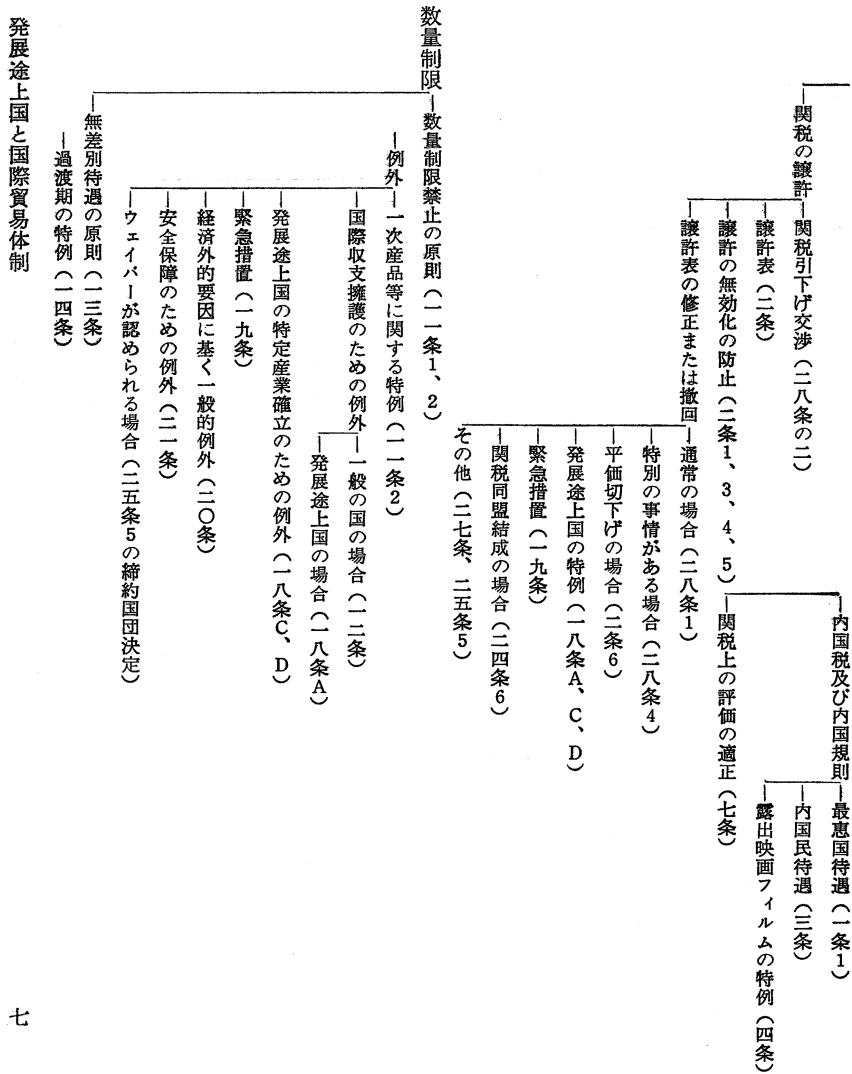
一 ガット体制と発展途上国

(1)

現行のガットは協定本文、付属書、譲許表および非関税障壁にかんする諸協定、の四つからなっている。

協定本文は前文と四部三八カ条より構成されている。前文は、「貿易及び経済的協力」を通じて加盟国の「生活水準を高め、完全雇用を確保し、世界の資源の完全な利用を發展させる」ことが必要であるとし、そのために「関税その他の貿易障害の実質的な軽減」と「国際通商における差別待遇の廃止」をめざす「相互的な及び互恵的な取り極めを締結する」と、ガットの目的をうたっている。

第一部(第一条と第二条)は、最恵国待遇とその例外および関税交渉の成果である譲許表について規定している。第二部(第三条から第二三条まで)は、関税譲許の効果を確保するための措置および輸入数量制限など非関税障壁を撤廃するための措置を規定しているが、同時に多くの例外規定を設けてその運用に弾力性をもたせている。⁽¹⁾ 第三部(第二四条から第三五条まで)は、ガットの受諾、加盟、脱退、規定の改正、締約国会議、譲許の修正・撤回など主として手続や



その他の通商障壁 | 通過の自由（五条）

| ダンピング防止税及び相殺関税（六条）

| 関税上の評価（七条）

| 輸出入手数料及び手続（八条）

| 原産地表示（九条）

| 貿易規則の公表（一〇条）

| 補助金 | 補助金一般（一六条A）

| | 輸出補助金（一六条B）

| 国家貿易企業（一七条）

締約国 | 定義（三二条）

| 加入 | 通常の場合（三三条）

| | 植民地の独立の場合（二六条5C）

| 仮加入及び準加入（二五条5の締約国団決定）

| 適用地域（二四条1、2）

| 締約国間におけるガットの不適用（三五条）

| 脱退 | 通常の場合（三一条）

| | 発展途上国の特例（一八条12）

| | 無効化または侵害の場合（二三条）

| | 改正を受諾しない国の場合（三〇条2）

運用

| 協議（二二条）

| 争訟（二三条）

| 締約国団会議（二五条） | 締約国団とIMFとの協力（二五条）

ガットの発効、改正―発効（二六条）―暫定的適用（議定書）

―改正（三〇条）

―ハバナ憲章との関係（二九条）

みられるように、ガットは関税と数量制限についてとくに立ち入った規定を与えている。そこで、これら両者を中心にみていくことにしよう。

まず関税については、加盟国相互の多角的交渉によって関税率をできるだけ引き下げ、その引き下げた関税率をすべての加盟国に対して無差別に適用し、加盟国間では差別待遇をいっさい行なわないこととしている。

ガット発効時の加盟国は二三カ国であるので、これを例にとつて説明すれば、次のようになる。すなわち、ある加盟国は他の加盟国とそれぞれ二国間交渉を行ない、各交渉で引き下げを約束した関税率を一つの表（議許表）にまとめ、これを交渉相手国だけでなく他の二一カ国に対しても無差別に適用する。他の国も同じように二国間交渉を行なうので、数多くの交渉が一斉に行なわれることになる。かくして各々の国は、自国が行なう関税引き下げの犠牲を無償で第三国に提供する代りに、その第三国が他の国に対して行なった関税引き下げの効果に無償で与えることができる。自国のみが一方的に犠牲を負うのではないので、引き下げへの意欲がそれだけ大きくなり、全体として大量の品目について大幅な引き下げが可能になる、というわけである。

ただし無差別待遇の原則は、ガット発効当初には、これをただちに完全に実現しうる状況にはなかったもので、いくつかの例外を設けている。英連邦特惠、フランス連合特惠、アメリカ・フィリピン特惠など当時すでに存在していた特惠、および関税同盟あるいは自由貿易地域の設立が、それである。

ガットはさらに、多角的交渉によって引き下げられた関税率がその後になって勝手に変更されることのないように、その効果を確保するための規定、および関税交渉後どうしても必要な事情が生じた場合には一旦約束した税率を引き上げることのできる規定などを設けて、関税率の安定性の確保と弾力性の付与を図っている。

ガットは関税率の交渉による引き下げを取り上げているが、全廃まではうたっていない。これに対して輸出入の数量制限については、その撤廃を原則としている。数量制限とくに輸入制限は、貿易諸障壁のうち、関税について一般的に採用されてきたものであり、しかも貿易を阻害する効果においてより直接的で強力である。関税はその率の分だけ輸入品の国内販売価格を高めるので、それだけ貿易を阻害する面をもっているが、関税込みの輸入品価格と輸入国の国産品価格とを比較して、輸出国と輸入国の双方で生産性の向上、品質の改善などを図ることによって、競争を展開することができる。だが輸入制限は、価格のいかんを問わず直接に国際間の商品の流れを止め、あるいはその数量や金額を一定の枠内に抑えることになる。したがって貿易阻害効果はより強力となる。しかも関税の場合は税率が明示されるので、一律・公平に適用されるが、輸入制限は恣意的・差別的に行なわれる可能性があり、往々にして無差別待遇の原則に抵触することになる。

輸入制限についても、例外が認められている。国際収支を擁護するための輸入制限、過剰農産物処理のさいの輸入制限、発展途上国における特定産業確立のための輸入制限、緊急措置としての輸入制限、特別の義務免除（ウェーバー）の承認を受けて行なう輸入制限などである。ただし、例外として輸入制限が認められる場合でも、その制限措置は相手国によって差別することなく、無差別に適用することを原則にしている。

以上のほかに、ガットは通過の自由、ダンピング防止税および相殺関税、関税上の評価、輸出入手続、原産地表示

貿易規則の公表、補助金、国家貿易などの非関税障壁を取り上げ、それぞれ自由貿易と無差別待遇の二大原則にのっとり規定しているのである。

(2)

ガットは関税その他の貿易障壁を軽減・撤廃し差別待遇を除去して、より自由で無差別な国際貿易体制を確立し、そのもとで世界貿易を拡大していこうとしている。これは、世界の各国がそれぞれ競争上自国にもっとも有利な産品の生産に特化し、それをお互いに交換し合えば、お互いの利益になるのであり、そのためには国家の境界で制限したり相手国によって差別したりすることのない自由無差別貿易が何よりも望ましい、という考え方に立脚するものである。

しかし自由に、かつ対等な立場で行なう競争は、経済的に強大な者にとってもっとも有利であり、弱者にとっては不利である。国際間の取引においても、このことは妥当する。自由無差別な国際貿易体制は、一般に先進国にとつてとくにガット発足時にはアメリカにとつてもっとも有利な体制であり、主として一次産品の生産と輸出に依存する発展途上国にとつては不利な体制である。

そこでガットも、第一八条において発展途上国のために特別の例外規定を設けて、自由無差別な競争から発展途上国をある程度守ろうとしている。第一八条の規定にもとづいて発展途上国が取りうる例外措置は、次の三つである。

(1) 国際收支上の理由による輸入制限。発展途上国が経済開発を推進していく過程では、国際收支上の困難が生ずるのが通例であるので、発展途上国が国際收支上の理由から輸入制限を行なう場合には、その必要性の認定基準が緩

和されており、ガットとの協議も毎年ではなく隔年に行なえばよいことになっている。

(2) 特定産業確立を促進するための輸入制限。先進国には国内産業保護のための輸入制限は原則として認められていないが、発展途上国の場合には、その特殊事情を考慮して、特定産業の確立を促進するための輸入制限を一定の条件にしたがって行なうことが許されている。

(3) 関税譲許の修正または撤回。ガット税率の変更は、通常は、きびしい要件にしたがわなければならないが、発展途上国が特定産業を育成するために必要な場合には、より緩やかな要件にもとづいて変更できることになっている。

ガットが発展途上国のために特別に規定しているのは、この第一条だけである。発展途上国は、自国が経済開発を推進し特定産業を確立していくためには、この規定だけでは不十分であるとして、早くから本条の規定に不満を表明していた。事実、発展途上国が経済開発の推進と特定産業の確立のために本条を援用した事例は、非常に少なかったのである。

自由無差別貿易が発展途上国にとってきわめて不利に作用するものであり、発展途上国のために特別の例外措置を定めた第一条の規定もそれらの国の経済開発に資するところほとんどないのだが、発展途上国にとってガット体制が不利なのはそればかりではない。ガット諸規定の運用もまた、先進国にとって有利に、発展途上国にとって不利な形で行なわれてきたのである。

第一に、関税引き下げ交渉が先進国の輸出関心品目を中心に行なわれる仕組みになっていることである。

関税交渉は具体的には次のような手続きのもとに行なわれる。すなわち各交渉参加国は、自国の輸出関心品目に対

して交渉相手の輸入国が適用している関税について、その引き下げを要求する文書「リクエスト・リストを相互に提出し合う。リクエストを受けた国は、その内容を検討して引き下げを実施できる品目と引き下げ率を記載した文書」オファー・リストをリクエスト国に提出する。そして相互のオファーをもとにして、二国間で品目ごとに最終的合意を目差して交渉を行なうのである。

合意は通常、自国が譲歩することによって相手国に与える利益と相手国の譲歩によって自国がうる利益とが、パランスのとれる水準で成り立つ。したがって、自国のリクエストに対する相手国の譲歩は、自国の譲歩額によって制約されることになり、譲歩額の大きい国ほど相手国からの譲歩をより多く引き出すことができる。しかも引き下げを要求することができる品目は、原則として自国が相手国に対して主要供給国となっている品目でなければならない。ここに主要供給国とは、相手国にとって当該品目の第一位の輸出国をいう。それゆえ、関税交渉は国別では主要貿易国「先進国、品目別ではこれらの国の輸出関心品目である工業製品を中心に行なわれることになる。主として一次産品の輸出に依存する発展途上国は、関税交渉においては脇役を演ずることができるのみである。

第二は、数量制限禁止の原則に対する例外規定が先進国中心に運用されてきたことである。主要な例外とその運用は次のとおりである。

(1) 国際收支上の理由による輸入制限。国際收支上の理由がある場合には、輸入制限が認められている。戦後かなりの間、大部分の国が外貨不足に悩んでいたため、この規定を援用して大規模な輸入制限を実施してきた。国際收支上の理由があるか否かの判定は、IMF（国際通貨基金）によって行なわれる。ヨーロッパの先進諸国や日本は、一九五〇年代後半から六〇年代初頭にかけてIMFから国際收支上の理由なしとの判定をうけ、本規定にもとづく輸入制

限を実施できなくなった。ほとんどの先進国は、国際収支上の理由が消滅したにもかかわらず、次の(4)で述べるウェーバーの手続きをとることなく、多くの品目について輸入制限を継続してきた。こうしてガット違反の輸入制限が長い間維持されることになったのである。これが残存輸入制限と呼ばれるものである。残存輸入制限の行なわれてきた品目は、大部分が畜産品、酪農品、果実・野菜などの農産物であり、工業製品は特定部門のものに限られている。

(2) 過剰農産物処理のための輸入制限。政府が国内で農産物の生産・販売を制限し、あるいは過剰産品の処理のために廉価販売・無償処分などを行なっている時は、国際収支上の理由がなくても同種農産物の輸入制限を行なうことができる。この規定は、ガット発足前に存在していたアメリカの農業法による輸入制限をガット上合法化するために設けられたものといわれているが、その後アメリカの農業法の内容が変わったため、また農産物の輸入制限が主としてウェーバー方式で承認されるようになったため、ほとんど援用されることがなかった。

(3) 緊急措置としての輸入制限。ガット第十九条はエスケープ・クローズ（免責条項）と呼ばれ、次のような場合、輸入制限の導入または関税譲許の撤回・修正をなしうるとする条項である。すなわち、(イ)予見しえなかった事情の変化によって、かつ自国がガット上の義務を遵守しつづけた結果（例えば輸入数量を制限せず自由に認めていた結果）として、(ロ)ある産品の輸入が急増し、(ハ)輸入国の産業に重大な損害を与え、または与える恐れのある場合、である。この場合には、輸入国産業の損害を防止し、または救済するために必要な限度および期間において、ガット上の義務の全部または一部の停止（輸入制限の導入）、または関税譲許の撤回もしくは修正（関税引き上げ）を行なうことができる⁽³⁾。この条項を発動して緊急輸入制限措置に訴えたケースのもっとも多い国は、アメリカである。

(4) ウェーバー（義務免除）による輸入制限。国際収支上の理由が消滅した国は輸入制限を撤廃することになって

いるが、品目によっては、国内産業の保護のために一定期間輸入制限を継続しなければならない場合がある。また国際收支上の困難は存在しないが、なんらかの理由により国内の特定産業を保護しなければならない場合がある。こうした場合には、当該国はその旨をガット総会にはかり、加盟国の多数決によってウェーバーを取り付け、数量制限禁止の義務を免除してもらうことができる。ウェーバーにもとづく輸入制限の実施事例として有名なものは、アメリカによる酪農品、油脂などの農産物である。

これら輸入制限禁止に対する例外措置は、先進国を中心にして多くの国で実施されてきた。代表的な実施国は、エスケーブ・クローズとウェーバーについてはアメリカ、国際收支上の理由による輸入制限とガット違反の残存輸入制限については西ヨーロッパ諸国および日本であった。発展途上国は早くから、これら例外措置の実施について強い不満をいだくのである。

(1) ガット第二部に関連して注意を要するのは、「暫定的適用」の問題である。ガットは、その第二六条において、協定に署名した二三カ国のうち、その対外貿易総額の八五%を占める諸国が受諾した時に効力を生ずる、と規定している。だが正式に受諾したのは、ハイチ一国であった。ガットの協定としての発効は、協定本文と同時に作成された「ガットの暫定的適用に関する議定書」にもとづいている。「議定書」によれば、加盟国は第一部と第三部の規定については全面的に拘束されるが、第二部については加盟当時の国内法令と抵触しない範囲内において遵守すればよいとされている。こうして協定に署名した国が加盟しやすいようにしたのである。ガット発足後に加盟する国も、「加入議定書」にもとづいている。したがって、第二部にかんするかぎり、各国の加盟当時の国内法令がガットの規定に優先することになったのである。

(2) 図示したガットの条文は、発足時のものではなく、二度の改訂をへた後のものである。最初の改訂は発足直後の一九四八年三月、ハバナ憲章ジュネーブ草案の修正にもなつて行なわれた。その主な点は、自由貿易地域にかんする規定(第二四條)と第三五條の追加である。二回目の改訂は、一九五四年一月から五五年三月までのレヴェュー会議(規定再検討のための

会議）の結果なされたもので、その主要点は、(1) 国際収支上の困難により輸入制限を行なっている国の協議規定の強化（第二条）、(2) 輸出補助金規定の追加（第一六条B）、(3) 発展途上国の経済開発を促進するための特別規定（第一八条）である。発展途上国に関連のある改訂は、最後の第一八条である。当初の第一八条は発展途上国の経済開発だけではなく、先進国の特定産業の確立や戦災復興についても適用しうろようになっていたが、改訂後は発展途上国についてのみの規定となった。しかし改訂後の規定も、後にもるように、発展途上国にとって大して有利なものにはなっていない。

(3) 第一九条は、自国の産業が輸入急増によって損害をうける場合だけでなく、第三国からの輸入が急増したために、自国と特惠関係にある国からの輸入が減少し、特惠関係国の産業に損害を与える場合にも、輸入国は輸入制限の導入または関税譲許の撤回・修正を行ないうる旨を定めている。しかし、この規定による輸入制限はほとんど行なわれなかった。

二 ハーバラー報告

(1)

第二次大戦終結直後から朝鮮休戦（一九五三年）、インドシナ休戦（一九五四年）の頃までは、発展途上国の貿易は概してめぐまれた状態にあった。戦争直後には、世界の需要は主として食糧・原料など一次産品にむかった。そのうえ朝鮮戦争の勃発を期に、アメリカが大量の戦略物資の買い付けにのりだしたので、一次産品の価格が騰貴し、貿易量も伸びたのである。

世界全体の輸出額に占める発展途上国の比率は、朝鮮戦争たけなわの頃がもっとも高く、その後は低下の傾向をたどった。これは、輸出数量の伸び悩みと価格の停滞ないし下落によるものである。五〇年代後半における一次産品の輸出価格の動向は、鉱産物とくに石油などの燃料の騰貴を別にして、食糧、農産物原料、非鉄金属などほとんどが価

格下落にみまわれた。他方、発展途上国における経済開発計画の推進にともない、先進国からの輸入需要は増大し、輸入工業製品価格がジリジリと騰貴してきた。かくして一九五三・五四年以降、石油輸出国を除いて、発展途上国は貿易収支の赤字に悩まされることになった。

発展途上国（石油輸出国を除く）の輸出数量の伸び悩みと価格の低迷は、もちろん、先にみた発展途上国に不利なガット体制にのみその責任を負わせることはできない。先進国における国内農業保護政策の採用、合成物資による天然原料の代替、技術進歩による原料節約の進展、アメリカの余剰農産物処理など、他の要因も大きく作用していると考えられる。

いずれにせよ、発展途上国の輸出停滞は、国際貿易の現状と貿易体制に対する発展途上国の不満を急速に増大させた。ガットとしても、発展途上国の窮状をそのままに放置しておくわけにはいかなかったのである。

ガットは、一九五七年一月の第一一回総会で、発展途上国、一次産品、農業政策などに重点を置いて国際貿易の現状を分析し対策を究明するために、専門家グループの設置を決定した。専門家グループはハーバード大学のハーバラー、ケンブリッジ大学のミード、オランダ高等経済研究所のティンバーゲン、ブラジル大学のカンボスの四人の経済学者によって構成された。同グループの報告書が五八年一〇月の第一三回総会に提出された。これが「ハーバラー報告」と呼ばれるものである。

同「報告」は、発展途上国の貿易赤字の原因として、一次産品の非所得弾力性や合成物資による天然原料の代替などの「技術上または構造上のファクター」をあげたのち、先進国の高成長の維持と国際流動資金の増加が一次産品生産国の貿易の安定と拡大に資する「基本的かつ最重要な措置」であると断定する。その上で、次のような「補足的措

置」を勧告している。

(1) 経済援助の拡大。政府援助や民間資本輸出は発展途上国の輸入能力の拡大に貢献するので、これを拡大する。
(2) 一次産品の価格安定策として、(イ)公的な備蓄機関を設け、価格下落期に当該産品を買い上げ騰貴した時に放出する方式は、運営よろしきを得れば、最善の策である。(ロ)調整金制度によって、輸出国側が価格騰貴の時に輸出品に課税し下落時の輸出補助金にあてる方式は、次善の策である。(ハ)特定産品の価格安定のために輸入制限を行なうのもっとも拙劣な策である。

(3) 先進国の農業保護措置は、漸進的に撤廃するのが望ましい。そのために、FAO（国際食糧農業機構）と共同して研究を行なう。

(4) 先進国が自国産の一次産品価格を国際価格より高く維持しようとすると、結局、発展途上国からの輸入を抑制することになるので好ましくない。国際価格を上回る分については補給金を支給することとし、価格支持はやめる（価格差補給制度は国内販売価格の引き上げを必要とせず、したがって必ずしも輸入制限をとまわらない）。

(5) 関税交渉を実効あるものにするために、内国税も交渉の対象にする。

(6) 農産物いがいの原料に対する保護政策も、撤廃または縮小する。

(7) 熱帯産品の財政関税は、これを引き下げる。

(8) EEC（欧州経済共同体）のような地域的統合、ことに海外領土の編入が、他の発展途上国の輸出を抑制することのないようにする。

このような「補足的措置」を勧告して、これらは「長期的には一次産品生産国だけではなく、先進国の利益にもな

る」と述べる。そして「発展途上国に対して、その「愚かな工業保護政策」は先進国の購買力を減少させるので、発展途上国の利益にはならない、と忠告するのである。

要するに、「報告」によれば、発展途上国の貿易赤字は技術上・構造上の理由にもとづくものだから、その改善は先進国の繁栄を期して待つ方がいいにはないということになる。しかしこれだけでは、発展途上国を納得させ、その不満を解消させることができないので、いくつかの「補足的措置」を勧告する。その「補足的措置」も先進国側の一方的な譲歩としてではなく、発展途上国側における工業製品にかんする輸入制限の愚をいましめつつ勧告しているのである。ここに貫かれているのは、世界貿易の主体はあくまでも先進国であって、発展途上国はその付属物にすぎないという考え方であるといえよう。

(2)

ガット第一三回総会は、「ハーバラー報告」で呈示された対策を検討するために、三つの委員会（第一委員会「関税第二委員会」農業、第三委員会「発展途上国」）を設置することにした。第三委員会は一九五九年に活動を開始し、発展途上国の貿易問題を検討して、その輸出を阻害している主な要因として次の点をあげている。

(1) 関税の面では、(イ)税率自体が高いこと、(ロ)原料品には低関税を課し、加工度が高まるにつれて高関税を課していること、(ハ)特惠制度、とくにEECがアフリカ連合諸国に対して特惠を与えていること。

(2) 内国税および課徴金の面では、高率な税が存在していること。

(3) 輸入数量制限の面では、(イ)先進国が多くの一二次産品に対して厳しい数量制限を課していること、(ロ)主として西

ヨーロッパ諸国が輸入地域別の差別的な輸入数量制限を行なっていること。

(4) その他、国家貿易制度や輸出補助金制度などを実施していること。

第三委員会は、その検討結果を「特別レポート」としてまとめ、六一年一月のガット大臣会議に対し、発展途上国の輸出拡大を阻害している主要因である関税、内国税、数量制限、国家貿易、輸出補助金などをできる限りすみやかに撤廃ないし軽減すべきである、との勧告を行なった。この勧告の主旨は、右の大臣会議において「発展途上国の輸出拡大に関する宣言」として採択された。

同「宣言」の具体化が、第三委員会の次の仕事になった。第三委員会は六二年に入って具体化のための作業に着手するが、先進国側はいっこうに積極的な対応を示そうとしなかった。これに反発した発展途上国側は、六二年秋の第三委員会において、同「宣言」の実施を目的とした「実行計画」を提出した。その内容は、先進国が関税、非関税障壁の拡大をつつしむこと、ガット違反の数量制限を一年以内に撤廃すること、熱帯産品の無税輸入を六三年末までに実現すべきことなど、先進国に対して厳しい義務を定めたものであった。

先進国側が、この「実行計画」を受け入れるのは困難であるとしたため、討議は難航した。ようやく、六三年五月の大臣会議において、妥協が成立する。それは、「実行計画」でうたわれた内容を先進国の義務としてではなく、努力目標として受け入れ、かつ自由化や関税撤廃の時期にも固執しないという、きわめて曖昧なものであった。

かくして、発展途上国のガットに対する不満・不信は決定的なものになっていった。発展途上国側が早くからガットに不満をいだきながらも、自国の貿易拡大のために、ガットの枠内で、その改善に全力をつくしてきたのは、「ハーバラー報告」とそれにつづく「発展途上国の輸出拡大に関する宣言」および「実行計画」の採択までであったとい

えよう。これ以降、発展途上国側はしだいにガットから離反し、重点をUNCTADに移していくことになる。そしてガットは、発展途上国の貿易問題にかんしては、UNCTADなどの場での発展途上国の攻勢に対して先進国側が行なった譲歩を迫認していくとどまった、といっても過言ではないであろう。

三 UNCTAD創設とガット第四部

(1)

発展途上国は一九六〇年代に入って、ガットなど既存の国際経済機関は先進国本位のものであって発展途上国の貿易と開発の問題解決には有効に作用しえないとして、国連主催のもとに世界的な貿易会議を開催するよう要求するにいたった。先進国側とくにアメリカは、当初、ガットなどの国際機関がすでに存在しているのだから、屋上屋を架すの必要はないとして、これに強く反対した。しかしガットは発展途上国の貿易問題については議論を重ねるだけにとどまっているありさまであったし、なによりも五〇年代末から六〇年代初頭における発展途上国の独立運動の高揚と社会主義諸国のバックアップにおされて、先進国側もついにこの要求を受け入れることになった。

こうして六二年末の第一七回国連総会において、六四年初め頃にUNCTADを開催することが決定された。その第一回総会が六四年三月二三日から六月一六日までの間、ジュネーブにおいて、一一一カ国の参加のもとに開かれたのである。

第一回総会において討議の基礎となったのは、後に会議事務局長に就任するプレビッシュの「開発のための新しい

貿易政策を求めて」と題する報告（「プレビッシュ報告」）である。⁽¹⁾

同「報告」は、発展途上国の輸出の伸び悩みと貿易収支の著しい悪化を指摘して、この傾向がそのまますすむなら、発展途上国における国際収支の赤字は一九七〇年には二〇〇億ドルに達すると推定されるので、「国連開発の十年」の目標（一九七〇年までに発展途上国のGNPを年平均増加率五%にまで高める）は達成されないと警告する。そして一次産品輸出の伸び悩みと交易条件の悪化、工業化の実態と製品・半製品に対する先進国側の輸入制限、ガットの欠陥などを分析して、次のような提案をする。

(1) 発展途上国からの一次産品および工業製品について、先進国は数量的輸入ターゲットを設定し、これを一定期間内に達成する。

(2) 発展途上国の製品・半製品に対して、先進国は無税輸入を含む一方的な一般特惠制度を実施する。すべての発展途上国が受益国となるが、実施状況を定期的にレビューし、特定の発展途上国のみが受益しているさいには、何らかの制限を付す。

(3) 一次産品については、商品協定を拡充して市場へのアクセスの保証と最低価格の保証または価格引き上げを行なう。熱帯産品に対しては、内国税の引き下げまたは全廃を行なう。

(4) 過去および将来における交易条件の悪化から生じた損失（一九五〇〜六一年の間の発展途上国の損失を一二億ドルと算定している）に対する補償融資制度を設立する。

(5) ガットの相互主義や特惠についての規定を改訂し、⁽²⁾ 国連の機関として新しい貿易機関を設立する。

総会はこの「報告」をもとに五つの委員会（第一委員会は一次産品、第二委員会は製品・半製品、第三委員会は援助と貿易

外収支、第四委員会は機構、第五委員会は貿易原則、東西貿易、地域統合などの問題を取り扱うを設けて、約三カ月にわたって討議を行なった。各委員会における討議の主要内容を、採択された決議を中心にして簡単にみていくことにしよう。

一次産品問題については、委員会では発展途上国側の統一提案が強行採決されたが、本会議においては、この統一提案を大幅に緩和した妥協案が採択された。妥協案は、一次産品問題の解決のためには、商品協定と貿易障壁撤廃の二つのアプローチを並行してとる必要があるとして、次の第一部・第二部のうち、具体的に適用可能なものだけ早期に実施に移すよう参加国政府に勧告するという内容を有するものであった。すなわち第一部は、商品協定のあり方について詳細な規定を設け、その原則、目的、形態、対象分野、採用テクニクを網羅的に定めており、さらに商品政策取極委員会（貿易開発理事会の下部機関）において一次産品にかんする研究や資料作成などの任に当たらしめることとしている。第二部は、発展途上国の輸出関心品目に対する先進国側の関税・非関税障壁のスタンドスティル、関税・内国税の撤廃を六九年末までにできる限り完全に実施すべきことを勧告するとともに、国内生産保護水準の漸進的引き下げ、輸出補助金制度の是正、余剰農産物処理のあり方などについて規定している。

製品・半製品問題の討議の中心となったのは、発展途上国の製品・半製品輸出に対する先進国の特惠供与である。委員会では、発展途上国側の共同提案が強行採決されたが、先進国側が反対または棄権にまわったので、本会議では議長あっせん案として「専門家委員会を設立し、特惠供与原則の可否自体も含め、特惠実施の方法を検討し、国連事務総長に報告させる」との勧告が採択され、この問題については、すべてをその後を持ちこすことになった。

援助、貿易外取引および補償融資問題を担当した第三委員会は、他の委員会とはちがって激しい南北間の対立もな

く、多くの勧告案を採択し、本会議でもそれらがそのまま採択された。援助については、(1) IMFを通ずる補償融資枠の拡大、(2) 発展途上国援助の一般原則、(3) 先進国民所得の1%を発展途上国援助の目標額として設定することなどの勧告が採択された。また補償融資問題については、これに代わる提案としての補足融資（援助の増大）にかんずる勧告が採択された。

第四委員会の担当した機構問題は、発展途上国と先進国がもっとも激しく対立した問題であったが、最後のどたん場で妥協が成立し、議長あっせん案の形で本会議において採択された。あっせん案は、(1) 国連貿易開発会議は国連の枠内で少なくとも三年に一度は開催する、(2) 会議の常設執行機関として貿易開発理事会を設立する、(3) 国連事務局の枠内に会議と理事会の事務局をおく、(4) 会議の決定は実質事項については三分の二の多数決、手続事項については単純多数決、理事会はいっさい単純多数決による、という内容のものである。

第五委員会の関係で注目されるのは、貿易・開発にかんする一般原則一五項目および特別原則一三項目が採択され、今後さらに内容を充実させるために貿易開発理事会に付託されたことである。これらの原則は、発展途上国の開発問題と今後の国際関係および貿易政策のとるべき指針を示し、従来の秩序の欠陥を是正して新しい国際経済秩序をうちたてるという遠大な目的をもつものである。その内容は、主権尊重、民族自決、最恵国待遇などの基本原則から一次産品、特惠、援助にかんする特別原則まで広範囲にわたっている。

みられるように、一部の事項は発展途上国と先進国との合意をえたが、大半の事項は先進国の同意をえないままに各委員会で強行採決され、会議の最終段階になって、南北分裂という事態だけは避けるべきだとの観点から妥協工作がすめられ、会議の收拾が図られたのである。したがって個々の具体的要求については、はかばかしい成果をあげ

ることはできなかった。しかし発展途上国の貿易拡大と開発問題を中心的に取り扱うUNCTADが国連総会直属の機関として創設されたことは、発展途上国側にとって大きな成果であったといえる。

(2)

ガットにおける一九六三年五月の大臣会議は、すでにみたように「発展途上国の輸出拡大に関する宣言」の「実行計画」について妥協が成立した会議であるが、同大臣会議は同時に、発展途上国の貿易拡大を実現するためにはガット規定の改訂が必要であるとして、規定機構委員会の設立を決定していた。

規定機構委員会は、同年秋から改訂案について討議を重ねるが、発展途上国と先進国の対立によって難航した。両者は一年間の討議ののち合意に達し、六四年一月の特別総会において、新しい規定をガットに追加することが決まった。これが、ガット第四部「貿易及び開発」である。第四部は、六五年二月の特別総会において採択され、翌年六月に加盟国の承認をえて正式に発足したのである。

第四部は三カ条からなっている。その内容のうち注目されるのは、第一に、相互主義にかんする規定である。すなわち第三六条において、先進国は発展途上国との貿易障壁の軽減または廃止のための交渉にさいしては「相互主義を期待しない」と明記されたのである。ガットにおける関税その他貿易障壁の軽減・廃止の交渉は、自国の譲歩によって相手国に与える利益と相手国の譲歩によって自国のうる利益とがバランスのとれるようにすすめることを原則としている。こうした相互主義を発展途上国に対しては期待しない旨を明文化したことは、従来の貿易交渉ルールの変更を意味しており、ガット基本原則の修正にほかならない。

第二に、(イ)発展途上国の輸出関心品目に対する貿易障害の軽減および廃止を行なう、(ロ)発展途上国の輸出関心品目に対する輸入障害の新設または強化を行なわない、(ハ)発展途上国産一次産品の消費の増大を阻害する国内的財政措置の軽減および廃止を行なう、などの「約束」を規定していることである（第三七条）。もっともこれらの「約束」事項には、「可能な最大限度において」とか「やむを得ない理由（法的な理由を含む）」によって不可能である場合を除く」とかの留保条件が付されていたり、「高度の優先権を与える」という曖昧な表現が用いられたりしており、先進国側がこれらの「約束」を実際にどの程度実施するかについては大いに疑問の残るところである。

第三は、協議事項が追加されたことである（同じく第三七条）。協議事項そのものはすでに第二二条に規定されていて別に新しいものではなく、またその手続きも関係国からの問題提起により始まるとされていることなど、旧来の手続きとさほど異ならないようにみえる。しかし問題提起が直接の利害関係国だけではなく、ガット加盟国のいずれからもなされるとされていること、ならびに問題の解決にあたっては、単に関係国の措置だけでなく、先進国全体の共同行動によることもありうること、などを明記しているのが注目される。すなわち、従来ガットの協議手続きが紛争解決のための規定という色彩をおびていたのに対し、第四部における協議手続きは、先進国の義務の履行と結び付けられている点、しかもそれが一国の義務というより先進国の共同責任の遂行という色彩をもっている点で、ガットの協議手続きに新しい要素を導入したものと見える。しかしこれも、問題はその運用にある。

これら第四部における相互主義の原則の修正や発展途上国の輸出関心品目に対する貿易障壁の軽減・廃止などの規定は、先にみたUNCTADの開催およびそこで発展途上国の諸要求とその強行採決に対し、先進国側が部分的に譲歩して発展途上国の不満を緩和し、そのガット離れをくいとめ、ガットを依然として世界貿易の規制に堪する国

際的中心機関としようとするものにはかならないといえよう。

(1) 「プレビッシュ報告」および第一回UNCTAD総会における議論については、外務省『国連貿易開発会議の研究』（世界経済研究協会）による。

(2) 「プレビッシュ報告」は、ガット体制を次のように批判している。すなわち第一に、ガットの欠点は「市場法則が国際貿易面でも作用し、貿易の適正な拡大と世界資源の効率的利用をもたらすと古典的原理に立脚していたところにある。この原則を経済の異なる諸国間にあてはめるのはあまりであり、そのためにこそ現に低開発国は交易条件の構造的悪化と貿易ギャップの泥沼におち込んでいるのである。……今や必要なのは古典的相互主義にあらざして、現実的ないし黙示的相互主義（先進国が低開発国に譲歩すれば、それだけ後者の前者からの輸入増加を来し、先進国の利益となる）に徹することである。」

第二に、「さらに不幸なことに、先進国においてすら市場法則の自由な作用が一次産品生産保護政策によって阻まれ、ガット原則の精神が遵守されなかった。低開発国においても、輸入削減の見地より大幅に保護政策が行なわれるに至ったのは当然であろう。低開発国の経済開発を促し、国内市場を開放体制の下で拡大せんとするに当っては、まず、先進国側において、輸入アクセスを保証し、輸入を阻んでいる保護政策を撤廃する体制をととのえる必要がある。」（『国連貿易開発会議の研究』、一四六ページ）。

四 一般特惠制度の発足

ガットは、一九六一年に「発展途上国の貿易拡大に関する宣言」を採択、六三年にその「実行計画」を採択、さらに六五年には発展途上国の貿易拡大のために第四部「貿易及び開発」を追加した。他方、発展途上国が先進国に対して要求していた貿易障壁の軽減ないし撤廃の実行については、先進国側がケネディ・ラウンド（ガットにおける第六回目の一般関税交渉）の一環として発展途上国産品の関税引き下げも行なうと声明していた。そこで発展途上国側は、ケネディ・ラウンド交渉の進展に期待をかけるのであった。

ケネディ・ラウンド交渉には、四八カ国が参加し、関税引き下げ品目数は約三万品目、貿易額にして四〇〇億ドルを上回り、平均引き下げ率は三五％であり、前回のデイトン・ラウンドの約八倍という大きな成果をあげた。しかし交渉は、先進国間のそれが中心であった。

発展途上国側は、交渉の開始とともに、(1)先進国は発展途上国産品を関税引き下げの例外品目としないこと、(2)熱帯産品など発展途上国の輸出関心品目については関税の全廃ないし五〇％を超える引き下げを行なうこと、(3)発展途上国産品に対する輸入制限などの非関税障壁を撤廃すること、などを要求した。これに対して先進国側は、当初は、要望に沿うべく努力することを約束していた。しかし交渉の結果は、発展途上国にとってきわめて不満足のものであった。発展途上国側は最後まで、二国間交渉の場や多数国間会議において、関税引き下げ品目の追加や五〇％以上の引き下げなどを要求したが、交渉参加国中最大の四〇〇〇品目を超える関税引き下げを行なったアメリカですら、発展途上国産品に対して引き下げを行なったのは二〇品目内外にすぎなかった。⁽¹⁾

かくして発展途上国側は、交渉結果の署名の段階で共同宣言を発表して不満を表明するとともに、来たるべき第二回UNCTAD総会に期待をかけていくのである。

第二回UNCTAD総会は、六八年二月から三月にかけてインドのニューデリーで開かれた。発展途上国側の七七カ国グループは、これに先だち、六七年一〇月にアルジェリアのアルジェに集まって第二回総会に提出する発展途上国側の統一要求をとりまとめた。この会議において出された声明が、「アルジェ憲章」と呼ばれるものである。

「アルジェ憲章」は、まず発展途上国の経済成長率の低下、先進国との所得格差および輸出成長率格差の拡大、貿易条件の悪化と対外債務の増大、近代技術と資本の不足、食糧生産の停滞など発展途上国の深刻な事態を指摘し、第

一回UNCTAD総会で採択された「約束は実現されなかった」と告発する。そして発展途上国の現状に対する不満を数え上げた後、その解決の第一義的責任は発展途上国にあるとしながらも、同時に効果的な国際行動の必要性を強調する。さらに「現在必要とされているところは、討議の段階から実際行動の計画に移ることである」として、(1)一次産品問題とその対策、(2)製品・半製品の輸出拡大、(3)開発金融、(4)海運を含む貿易外取引、(5)一般貿易対策、(6)発展途上国間の貿易拡大と経済統合、(7)後発発展途上国のためにとられる特別措置についての「行動計画」をうちだすのである。⁽²⁾

第二回UNCTAD総会では、発展途上国側が、「実際行動の計画」の実現に力点を置いたこともあって、第一回総会のとさのように先進国の反対を押し切って強行採決にはしることも少なく、具体的内容を盛り込んだいくつもの合意をうることができた。その主なものは、一次産品の商品協定について品目ごとの交渉の日程ないし段取りを定めたこと、発展途上国の製品・半製品に対する一般特惠制度の実現への段取りが定められたこと、援助額の一応の目標を拡大し援助条件を緩和し補足融資を実現することにより近づいたこと、などである。

一般特惠制度については、アメリカが第一回UNCTAD総会いらい反対の立場を取りつづけていたため、その実現はきわめて悲観的にみえた。しかしアメリカが六七年四月に、その態度を突如転換して一般特惠養成に回ったので実施へ向かって大きく前進することになった。

アメリカの態度の一大転換は、第一に、既存の地域特惠を除去する有力な手段として一般特惠を評価しなおしたからである。アメリカは、一方では一般特惠の対象を農産物にもひろげ、他方では既存特惠とくにEECの逆特惠（発展途上国が先進国に与える特惠）の除去を実現しようとしたのである。第二に、オーストラリアが六六年四月から単独

で一般特惠実施に踏み切り、OECDでも委員会を設けてこの問題を検討するなど、実施の気運がしだいに盛り上がってきたので、発展途上国からまた先進国の間でも孤立した形になるのを避け、一般特惠問題に対する強力な発言力を維持していこうとしたからであると思われる。

他方、発展途上国側の内部にも、相対的に工業化がすすみ製品輸出の比較的多い国とそうではない国、EECと連合関係にあって特惠を享受している国とそうした特惠をもたない国との間に対立がみられたが、アルジェ会議で調整がなされた。こうして第二回UNCTAD総会で、一般特惠の早期実施について先進国との間で合意をみるにいたったのである。

先進国側は、この合意をふまえて、特惠制度の具体的内容の検討に入った。検討はOECDの場で行なわれることになり、特惠供与の例外品目の選定基準、特惠税率の引き下げ幅、特惠供与による国内産業の損害発生のさいのセーフガード措置などについて議論が重ねられた。その結果、各国の考え方が多くの点で、かなり相違していることが明らかになった。そこで特惠の内容や受益国の範囲などについては、各国それぞれの判断にゆだねられることになった。

発展途上国と先進国は、貿易開発理事会の下に設けられた特惠特別委員会において、七〇年一〇月に、一般特惠の実施時期は七一年のできる限り早い時期とし、実施期間は当面一〇年間とすることなどで合意した。こうして一般特惠制度がいよいよ発足することになるのである。

一般特惠制度は、いうまでもなく無差別待遇の原則に反するものである。そこでガットは七一年六月に、各国の一般特惠制度に対して第二五条によるウェーバー（義務免除）を一括して与え（期間は一〇年間）、ガット規定との法的整

合性を図った。

第二五条のウェーバー規定は、例外的な事情がある場合には、ガット上の義務を一時的に免除することができるものである。一般特惠制度をウェーバー方式で処理したことは、ガットが特惠供与をあくまでも一時的例外的措置としてとらえていたことを示しているといえる。つまりこうした処理は、発展途上国が第一回UNCTAD総会くらい強く要求しつづけ、ついに実現にまでこぎつけた一般特惠制度を、ガットがいわば止むに止まれぬものとして仕方なく一時的に認めたことを意味していることができる。ガットにおける一般特惠制度の恒久的な形での承認は、東京ラウンド交渉にもちこされていくのである。

発展途上国は一般特惠制度実現という大きな成果をあげたのだが、その対象品目、セーフガード措置、ウェーバー方式による一時的措置としての処理などの点で、発展途上国にとっては不十分なものであった。だから発展途上国は制度実現後も、対象品目の拡大などを要求しつづけていくのである。

なお、一般特惠制度実施の恩恵は、ごく少数の発展途上国によって享受されている。例えば、一九七九年にはアメリカの特惠適用輸入額のうちの六六・八%が五カ国（台湾、韓国、香港、メキシコ、ブラジル）によって占められており、⁽³⁾同年の日本でも韓国と台湾の上位二カ国で五一%を占めている（三位のスペインを加えて三カ国で六一%⁽⁴⁾）。他の特惠供与国においても、右の国々に加えてインド、ユーゴスラビア、マレーシアなど特定の少数受益国が大きな比重を占めているのである。

(1) 大蔵省関税局監修『ケネディ・ラウンドの全貌』（日本関税協会）、三六～三八ページ。

(2) 浦野起央編著『第三世界国際関係資料集』（有信堂）、九六～九九ページ。

立教経済学研究三七卷三号（一九八四年）

(3) 愛甲芳住「主要国の特惠スキーム」、『貿易と関税』一九八一年二月号、四一ページ。

(4) 特惠関税研究会著『特惠関税の実務』（日本関税協会）、一ページ。